

第六八規則 発明の單一性の欠如（国際予備審査）
減縮又は支払を求める場合

国際予備審査機関は、発明の単一性の要件が満たされていなければ認めを場合にあって、請求の範囲を

(a) 第三十四条(3)(a)の規定に従つて国際予備審査のために支払うべき追加手数料の額は、管轄国
の国際予備審査機関が定める。

(b) 第三十四条(3)(a)の規定に従つて国際予備審査のために支払うべき追加手数料は、国際予備審査

出願人が請求の範囲を減縮した場合において、発明の單一性の要件が満たされたるに至らないときは、国際予備審査機関は、第三十四条(3)(c)の定めるところにより手続をとる。

(b)の(i)
始ることができる。
国際調査機関及び国際下備審査機関として行動する国内官署又は政府開発機関が、(b)の規定に基づく国際調査と同時に国際下備審査を開始することを希望し、かつ、第三十二条(6)(i)から(iv)までの全ての条件が満たされたる場合に

(c) 出願人は、異議を申し立てて、すなわち、国

第六九規則　国際予備審査の開始及び国際予備審査が主発明であるか疑わしい場合には、請求の範囲に最初に記載されている発明を主発明とみなす。

(c) 補正に関する記述が第十九条の規定に基づく補正を考慮することを希望する旨の表示

682 減縮又は支払を求める場合

機関の枠組みにおいて設置される検査機関が審理するものとし、この機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を

(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)

ことを出願人に求めるときには、その求めに次のとおりとする。

d) 官庁に通知する。

(ii) 国際予備審査の請求書
(iii) 取扱手数料及び予備審査手数料の支払うべ
ではない。

(e) 国際予備審査機関は、(c)に規定する異議の
るが、これに限定してはならない。

(iii) 国際調査報告又は第十七条(2)(a)の規定に基づく後払手数料を含む)額の全額(該当する場合には、58の2.2の規定に基づく後払手数料を含む)

(iv) 頼人に求める
出願人が選択する場合には、支払うべき必要

68.2 (V)に規定する期間内に要求される異議申立ての支払を条件とすることができる。出席人が数料を支払わなかつた場合には、その異議申立てを行ひなかつともよし、同祭を補

(b) 基づき国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関による宣言のいずれか及び43の2.1の規定に基づき作成された書面による見解
国際調査機関として行動する国内官署又は政府間機関が国際予審審査機関としても行動する

月以内に支払うよう出願人に求め、及び、支払うべき手数料の額を表す。

査議機関がその異議を完全に正当と認めた場合に、
請求の範囲の不十分な減縮の場合の手続

場合には、国際予備審査は、その国内官庁又は政府間機関が希望するときは、(d)及び(e)の規定に従うことを条件として、国際調査と同時に開

第七〇〇規則

69.2

国際予備審査のための期間
期間のうち最も遅く満する期間とする。

(i) 優先日から十八箇月
(ii) に規定する国際予備審査の開始の時から六箇月

(iii) 55.2の規定に従つて提出された翻訳文を国際予備審査機関が受理した日から八箇月

第七〇〇規則 国際予備審査機関による特許性に関する國際予備審査報告 (国際予備審査報告)

第七〇一 定義
この第七十規則の規定の適用上、「報告」とは、国際予備審査報告をいう。

第七〇二 報告の基礎
(a) 請求の範囲について補正がされた場合には、報告は、補正後の請求の範囲に基づいて作成する。

(b) (a)又は(b)の規定に従い優先権の主張がされなかつたものとして報告を成する場合には、報告には、その旨を表示する。

(c) 国際予備審査機関が、補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてそれをものと認める場合には、報告は、そぞ補正されなかつたものとして作成するものとし、報告には、その旨及びその開示の範囲を超えてされた補正と認める理由を表示する。

(d) 請求の範囲、明細書又は図面についての補正が行われた場合であつても、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡であつて、45.5(b)の規定、66.8(c)の規定によつて准用される45.5(b)の規定又は66.8(a)の規定に基づき請求をされるものが替え用紙に添付されていないとき

(e) 〔(c)〕の規定に従つて付与された分類

(f) 請求の範囲、明細書又は図面についての補正が行われた場合には、報告には、次の一項を表示する。

(g) 〔(c)〕の規定に従つて付与された分類

(h) 請求の範囲、明細書又は図面についての補正が行われた場合には、報告には、次の一項を表示する。

(i) 請求の範囲、明細書又は図面についての補正が行われた場合には、報告には、次の一項を表示する。

(j) 請求の範囲、明細書又は図面についての補正が行われた場合には、報告には、次の一項を表示する。

(k) 請求の範囲、明細書又は図面についての補正が行われた場合には、報告には、次の一項を表示する。

(l) 請求の範囲、明細書又は図面についての補正が行われた場合には、報告には、次の一項を表示する。

70.3

報告